

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2022 年 1 月 4 日

出光興産株式会社

2022年1月4日

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
出光興産株式会社
代表取締役 社長 木藤 俊一

吸収分割に係る事前開示事項

出光興産株式会社(以下「出光興産」といいます。)は、出光興産のアグリバイオ事業を株式会社エス・ディー・エス バイオテック(以下「エス・ディー・エス バイオテック」といいます。)に承継し、アグリバイオ事業を一体運営することにより、迅速かつ的確な意思決定が可能な組織体制を構築することで、更なる事業競争力強化を通じた企業価値の向上を目的として、2021年12月21日に、エス・ディー・エス バイオテックとの間で吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)を締結いたしました。出光興産は、本吸収分割契約に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、出光興産が営むアグリバイオ事業をエス・ディー・エス バイオテックに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を実施いたします。本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号)

出光興産は、エス・ディー・エス バイオテックの発行済株式の全てを保有しているため、本吸収分割に際して、エス・ディー・エス バイオテックは出光興産に対して、株式、その他の金銭等を交付いたしません。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項(会社法施行規則第183条第2号)

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定めに関する事項

(会社法施行規則第 183 条第 3 号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第 183 条第 4 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙 3 のとおりです。

6. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 5 号)

別紙 4 のとおりです。

7. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号)

別紙 5 のとおりです。

以 上

吸収分割契約書

出光興産株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社エス・ディー・エス バイオテック（以下「乙」という。）は、甲が営むアグリバイオ事業（以下「本対象事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割について、以下の通り吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収分割会社とし、乙を吸収分割承継会社として、本効力発生日（第5条において定義する。）をもって、本対象事業に関して甲が有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を実施する。

第2条（吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次の各号の通りである。

(1) 吸収分割会社

商号：出光興産株式会社

住所：東京都千代田区大手町一丁目2番1号

(2) 吸収分割承継会社

商号：株式会社エス・ディー・エス バイオテック

住所：東京都中央区東日本橋一丁目1番5号

第3条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 本吸収分割により甲から乙に承継される資産、債務その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に記載の通りとする。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、前条第1項に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第5条（本効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年7月1日とする。但し、本吸収分割の手の進行に応じて必要な場合には、甲及び乙は、相互に協議し合意の上でこれを変更することができる。

第6条（競業避止義務）

甲は、本吸収分割の効力発生後においても、本対象事業に関し、乙に対して、競業避止義務を負わないものとする。

第7条（簡易・略式分割）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本吸収分割を行う。

第8条（本吸収分割の条件変更及び本吸収分割の中止）

本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本吸収分割の実行に重大な支障となり得る事象が発生し又は判明した場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条（誠実協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で誠実に協議する。

[本頁以下余白]

本契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2021年12月21日

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
甲： 出光興産株式会社
代表取締役社長 木藤 俊一



東京都中央区東日本橋一丁目1番5号
乙： 株式会社エス・ディー・エス バイオテック
代表取締役社長 寒河江 充宏



承継権利義務明細表

本吸収分割により乙が甲から承継する資産、債務その他の権利義務は、以下の通りとする。

1. 資産

本対象事業に属する以下の資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるもの。

(1) 流動資産

甲が、本吸収分割の効力発生の直前時（以下「本基準時」という。）において保有する、本対象事業に属する流動資産の全て。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- ① 仮払消費税
- ② 従業員立替金
- ③ 受取出向料、社宅賃借料の精算、法定外福利費等に関する未収入金

(2) 固定資産

甲が、本基準時において保有する、本対象事業に属する固定資産の全て。

2. 債務

本対象事業に属する以下の負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるもの。

(1) 流動負債

甲が、本基準時において負担する、本対象事業に属する流動負債の全て。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- ① 未払消費税
- ② 社宅賃借料、法定外福利費等に関する未払費用
- ③ 従業員預り金

(2) 固定負債

甲が、本基準時において負担する、本対象事業に属する固定負債の全て。

3. 雇用契約等

(1) 雇用契約

本基準時において有効な、甲と甲の全ての従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務（本基準時における甲の全ての従業員に対する退職金、確定給付企業年金に基づく給付及び年金に関する権利義務を含む。）は、乙に承継されない。

(2) 労働協約

甲とFTOE労働組合（以下「甲労組」という。）との間で締結した労働協約のうち労働組合法第16条に定める基準については、「会社分割に伴う労働協約の承継等に関する法律」（以下「労働契約承継法」という。）第4条第4項に基づき、甲と甲の従業員との間の労働契約が乙に承継された場合に限り、労働契約承継法第6条第3項に基づき、乙に承継される。

甲と甲労組との間で締結した労働協約のうち労働組合法第16条に定める基準以外の部分については、甲と甲労組との合意に基づき、乙には承継させず、甲のみが従前と同様の権利義務を負うものとする。

4. 契約（雇用契約を除く）

本基準時において有効な、甲を当事者とする本対象事業に属する全ての契約に関する契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務。但し、次の各号に掲げる契約に関する契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務は除く。また、本吸収分割による契約の移転につき当該契約の相手方の同意等を要するものについて当該同意等が本基準時までには得られない場合、又は、本契約締結後、法令上若しくはその他の事由により承継が困難であることが判明した場合において、承継対象権利義務から除外することを甲及び乙が合意したときは、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務は乙に承継されない。

- ① 退職給付信託契約
- ② 社宅に関する契約
- ③ 福利厚生施設の利用に関する契約
- ④ 財産形成貯蓄に関する契約
- ⑤ 甲と出光アグリ株式会社との間の2011年4月1日付「出向基本協定書」
- ⑥ 前各号のほか、甲と甲の従業員との間の雇用契約に付随又は関連して、甲の従業員の福利厚生又は甲の人事制度上の目的のために、甲が締結している契約

5. 許認可等

本基準時において甲が取得している、本対象事業に属する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの全て。

以 上

【吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次頁以降に記載のとおりです。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------|-------------------------|------------|
| 勘 定 科 目 | 金 額 | 勘 定 科 目 | 金 額 |
| (資 産 の 部) | 15,219,709 | (負 債 の 部) | 7,231,141 |
| 流 動 資 産 | 10,849,493 | 流 動 負 債 | 4,295,171 |
| 現 金 及 び 預 金 | 800,371 | 買 掛 金 | 608,753 |
| 受 取 手 形 | 461 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,322,450 |
| 売 掛 金 | 3,733,237 | 未 払 金 | 902,302 |
| 商 品 及 び 製 品 | 3,754,297 | 未 払 費 用 | 964,078 |
| 仕 掛 品 | 2,590 | 未 払 法 人 税 等 | 367,000 |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 1,094,786 | 賞 与 引 当 金 | 123,567 |
| 前 払 費 用 | 71,168 | 預 り 金 | 4,382 |
| 未 収 入 金 | 1,376,036 | そ の 他 | 2,635 |
| そ の 他 | 16,543 | 固 定 負 債 | 2,935,970 |
| 固 定 資 産 | 4,370,216 | 長 期 借 入 金 | 2,843,800 |
| 有 形 固 定 資 産 | 2,301,724 | 退 職 給 付 引 当 金 | 83,296 |
| 建 物 | 887,814 | そ の 他 | 8,873 |
| 構 築 物 | 131,892 | | |
| 機 械 及 び 装 置 | 234,938 | 純 資 産 の 部 | |
| 車 両 運 搬 具 | 7,129 | (純 資 産 の 部) | 7,988,568 |
| 工 具 器 具 備 品 | 79,695 | 株 主 資 本 | 7,725,540 |
| 土 地 | 921,299 | 資 本 金 | 810,360 |
| 建 設 仮 勘 定 | 38,954 | 資 本 剰 余 金 | 77,527 |
| 無 形 固 定 資 産 | 16,970 | 資 本 準 備 金 | 77,527 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 14,580 | 利 益 剰 余 金 | 6,837,798 |
| そ の 他 | 2,389 | 利 益 準 備 金 | 183,200 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 2,051,521 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 6,654,598 |
| 投 資 有 価 証 券 | 799,850 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 6,654,598 |
| 関 係 会 社 株 式 | 846,332 | 自 己 株 式 | △144 |
| 長 期 前 払 費 用 | 149 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 263,027 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 356,189 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 263,027 |
| そ の 他 | 48,998 | | |
| 資 産 合 計 | 15,219,709 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 15,219,709 |

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| 区 分 | 金 | 額 |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 11,999,983 |
| 売 上 原 価 | | 7,592,051 |
| 売 上 総 利 益 | | 4,407,931 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 3,169,568 |
| 営 業 利 益 | | 1,238,362 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 626,939 | |
| 為 替 差 益 | 74,102 | |
| そ の 他 | 11,787 | 712,829 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 22,961 | |
| 棚 卸 資 産 廃 棄 損 | 28,980 | |
| 支 払 補 償 費 | 50,864 | 102,807 |
| 経 常 利 益 | | 1,848,384 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 15,894 | 15,894 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,832,490 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 509,752 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △50,552 | |
| 過 年 度 法 人 税 等 | 1,785 | 460,985 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,371,505 |

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|-------------------------|---------|--------|-----------|---------------|-------------|---------|-----------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利 益 剰 余 金 | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その 他 利益剰余金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 810,360 | 77,527 | 183,200 | 5,514,101 | 5,697,301 | △110 | 6,585,077 | |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | - | - | - | △231,008 | △231,008 | - | △231,008 | |
| 当 期 純 利 益 | - | - | - | 1,371,505 | 1,371,505 | - | 1,371,505 | |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | - | △33 | △33 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | - | - | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | - | 1,140,496 | 1,140,496 | △33 | 1,140,462 | |
| 当 期 末 残 高 | 810,360 | 77,527 | 183,200 | 6,654,598 | 6,837,798 | △144 | 7,725,540 | |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|-----------------------|----------------|-----------|
| | その 他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | 74,894 | 74,894 | 6,659,972 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | - | - | △231,008 |
| 当 期 純 利 益 | - | - | 1,371,505 |
| 自己株式の取得 | - | - | △33 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 188,133 | 188,133 | 188,133 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 188,133 | 188,133 | 1,328,595 |
| 当 期 末 残 高 | 263,027 | 263,027 | 7,988,568 |

個別注記表

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産

a. 商品・製品・原材料・仕掛品…総平均法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

b. 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物及び2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………7年～50年

機械及び装置……………8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては見込利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数（7年～15年）による定額法により按分した額を翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利利息

ヘッジ方針………為替予約を債権債務の範囲かつリスクヘッジ目的で、また、金利スワップを借入金等の資金調達について支払利息の軽減又は金利変動リスクヘッジ目的で行うこととしており、投機目的のためには利用しない方針としております。

ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ手段の変動額の累積額とヘッジ対象の変動額の累積額を比較して有効性の判定を行っております。

ただし、振当処理の要件を充たしている為替予約及び特例処理によっている金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 金額の端数処理

千円未満を切捨て表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

資産毎の減価償却累計額は以下のとおりとなります。

| | |
|--------|-------------|
| 建物 | 2,906,714千円 |
| 構築物 | 355,870千円 |
| 機械及び装置 | 1,874,875千円 |
| 車両運搬具 | 18,997千円 |
| 工具器具備品 | 1,058,915千円 |
| (合計) | 6,215,373千円 |

2. 直接減額方式による圧縮記帳額は以下のとおりとなります。

| | |
|--------|-----------|
| 建物 | 163,239千円 |
| 構築物 | 85,687千円 |
| 機械及び装置 | 686,451千円 |
| (合計) | 935,377千円 |

3. 関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 896,060千円 |
| 短期金銭債務 | 59,584千円 |

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|-------------|-----------|
| 売上高 | 432,436千円 |
| 仕入高 | 296,285千円 |
| その他営業収入 | 69,139千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 21,121千円 |
| 営業外取引以外の取引高 | |
| 営業外収益 | 611,601千円 |
| 営業外費用 | 51,385千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の総数……7,830,773株(自己株式152株を除く)
2. 当事業年度末における自己株式の数………152株

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当

2020年6月24日開催の第52回定時株主総会決議による配当に関する事項

| | |
|------------|------------|
| ・配当金総額 | 121,377千円 |
| ・1株当たり配当金額 | 15.5円 |
| ・基準日 | 2020年3月31日 |
| ・効力発生日 | 2020年6月25日 |
| ・配当の原資 | 利益剰余金 |

2020年10月29日開催の取締役会決議による中間配当に関する事項

| | |
|------------|------------|
| ・配当金総額 | 109,630千円 |
| ・1株当たり配当金額 | 14.0円 |
| ・基準日 | 2020年9月30日 |
| ・効力発生日 | 2020年12月3日 |
| ・配当の原資 | 利益剰余金 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2021年6月23日開催予定の第53回定時株主総会において次の通り付議いたします。

| | |
|------------|------------|
| ・配当金総額 | 109,630千円 |
| ・1株当たり配当金額 | 14.0円 |
| ・基準日 | 2021年3月31日 |
| ・効力発生日 | 2021年6月24日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払費用 | 215,564千円 |
| 関係会社株式評価損 | 47,162千円 |
| 研究開発費 | 83,595千円 |
| 賞与引当金 | 37,836千円 |
| 退職給付引当金 | 25,505千円 |
| その他 | 82,317千円 |
| 繰延税金資産小計 | 491,982千円 |
| 評価性引当額 | 19,708千円 |
| 繰延税金資産合計 | 472,273千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 116,084千円 |
| 繰延税金負債合計 | 116,084千円 |
| 繰延税金資産純額 | 356,189千円 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組指針

当社の資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外展開により生じている一部外貨建のものについては為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に短期的な運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. (2)ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の信用状況を適時把握する体制としており、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関と取引しているため、相手先の不履行から生じる信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建営業債権及び営業債務について、為替の変動リスクに対して為替動向を定期的に把握しており、当該リスクをヘッジするためのデリバティブ取引（為替予約取引）を利用しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、担当役員の承認を得て行っており、取引の実行・管理については、管理部門で行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

| | 貸借対照表 計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------|-------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 800,371 | 800,371 | － |
| (2) 受取手形 | 461 | 461 | － |
| (3) 売掛金 | 3,733,237 | 3,733,237 | － |
| (4) 未収入金 | 1,376,036 | 1,376,036 | － |
| (5) 投資有価証券 | 795,294 | 795,294 | － |
| 資産計 | 6,705,401 | 6,705,401 | － |
| (1) 買掛金 | 608,753 | 608,753 | － |
| (2) 未払金 | 902,302 | 902,302 | － |
| (3) 未払法人税等 | 367,000 | 367,000 | － |
| (4) 長期借入金 (※1) | 4,166,250 | 4,149,026 | ▲17,223 |
| 負債計 | 6,044,306 | 6,027,082 | ▲17,223 |

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

| 区分 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約金額 (千円) | 契約金額のうち1年超 (千円) | 時価 (千円) |
|-------------|-----------------------|---------|--------------|--------------------|------------|
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引 変動受取・固定支払 | 長期借入金 | 630,300 | 419,200 | (注) |

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体で処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分 | 貸借対照表計上額 (千円) |
|--------|---------------|
| 投資有価証券 | 4,556 |
| 関係会社株式 | 846,332 |

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

持分法損益等に関する注記

| | | |
|--------------------|------|-----------|
| 関連会社に対する投資の金額 | (千円) | 738,455 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | (千円) | 2,565,398 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | (千円) | 710,222 |

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金は又出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|----------|---------|---------------|---|-------------------|-------|-------------|-------|----------|-----|----------|
| | | | | | | 役員兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | 出光興産株式会社 | 東京都千代田区 | 168,351 | 石油精製並びに油脂製造・販売・石油化学製品の製造・販売・石油、石炭、地熱、その他鉱物資源の調査、開発並びに採取・農業薬品、農業用資材並びに化学薬品製造業・電子機能材料の開発、製造及び販売・その他 | (被所有)直接69.68 | - | 資本業務提携当社の販売 | 販売 | 315,994 | 売掛金 | 196,412 |

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、市場価格等を勘案した上で、一般的取引条件によっております。

2. 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金は又出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|-----------|--------|---------------|--------------|-------------------|-------|---------|-------|----------|-----|----------|
| | | | | | | 役員兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 兄弟会社 | 出光アグリ株式会社 | 東京都台東区 | 10 | 農業及び農業用資材の販売 | - | - | 当社製品の販売 | 販売 | 143,893 | 売掛金 | 132,141 |

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、市場価格等を勘案した上で、一般的取引条件によっております。

3. 関連会社

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金は又出資金(百万中国元) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|--------------|---------|-----------------|---------------|-------------------|-------|--------|-------|----------|-----|----------|
| | | | | | | 役員兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 関連会社 | 江蘇新河農用化工有限公司 | 中華人民共和国 | 65 | 農業及び農業用資材及び販売 | 15.00 | 1 | 製品の購買等 | 債務補償 | 50,864 | 未払金 | 50,864 |

(注) 取引の条件及び取引条件の決定方針等は、双方で協議して決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額…………… 1,020円15銭

1株当たり当期純利益…………… 175円14銭

重要な後発事象に関する注記

(株式交換契約の締結)

当社は2021年5月11日開催の取締役会において、出光興産株式会社（以下「出光興産」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする金銭対価による株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両者の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しております。

1. 本株式交換の目的

当社は、出光興産の完全子会社となった場合、資本関係に起因する制約がなくなることにより、出光興産からこれまでよりも積極的なサポートを受けられる体制が整備されることになり、今後の課題として認識している作物保護製品全体の強化に向けた投資に対する出光興産からの資金支援や、出光興産が取り組む先進技術の当社の研究開発への活用、生物農薬関連事業の拡大、出光興産のコーポレート機能の活用等を期待でき、また、少数株主が存在することに起因する利益相反の問題が解消されることで、短期的な利益の創出を必ずしも求められなくなるため、より中長期的な視野に立った積極的な成長戦略の実行、すなわち、積極的なビジネスポートフォリオの変革と企業体質の強化に向けた具体的な施策の実行が可能になり、加えて、当社として上場維持に要するコストが削減され、当該資金を成長投資に振り向けることもできるようになり、これらが相重なることで、厳しい事業環境においても、当社の企業価値をより着実に向上させられるとの結論に至ったため、本株式交換を実施することを決定いたしました。

2. 本株式交換の要旨

(1)本株式交換完全親会社の概要（2021年3月31日現在）

| | |
|-----------|--|
| 名称 | 出光興産株式会社 |
| 所在地 | 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 |
| 代表者の役職・氏名 | 取締役社長 木藤 俊一 |
| 事業の内容 | 石油精製並びに油脂製造、販売 石油化学製品の製造、販売 電子材料・農業薬品の開発、製造、販売 電気供給事業 石油・石炭資源の開発、生産、販売 等 |
| 資本金の額 | 168,351百万円 |

(2) 本株式交換の日程

| | |
|-----------------------|----------------|
| 本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社） | 2021年5月11日 |
| 本株式交換契約締結日（両社） | 2021年5月11日 |
| 定時株主総会開催日（当社） | 2021年6月23日（予定） |
| 最終売買日（当社） | 2021年7月28日（予定） |
| 上場廃止日（当社） | 2021年7月29日（予定） |
| 本株式交換の効力発生日 | 2021年8月2日（予定） |
| 金銭交付日 | 2021年9月下旬（予定） |

(注1) 出光興産は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(注2) 上記日程は、本株式交換の手続の進行に応じて必要な場合には、両社が協議し合意のうえ、変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします

3. 本株式交換の方式

本株式交換は、出光興産を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。出光興産は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けることなく、また、当社は、2021年6月23日開催予定の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けただうえで、2021年8月2日を効力発生日として本株式交換を行う予定です。

4. 本株式交換に係る割当ての内容

出光興産は、会社法768条第1項第2号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換により出光興産が当社の発行済株式（出光興産が保有する当社の株式5,456,112株を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主（但し、出光興産を除きます。）に対し、その所有する当社株式1株につき1,440円（本株式交換の対価を、以下「本株式交換対価」といいます。）の割合で金銭を交付する予定です。

なお、当社は、効力発生日の前日までに行う取締役会決議により、当社が基準時の直前時において保有する全ての自己株式（2021年5月10日現在152株）（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する株式を含みます。）を基準時の直前時において消却する予定です。

(注) 本株式交換の条件の変更及び本株式交換契約の解除

本株式交換契約締結の日から本株式交換の効力発生日に至るまでの間に、出光興産又は当社の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本株式交換の実行に重大な支障となり得る事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、出光興産と当社が協議のうえ、本株式交換契約を変更し又は解除することができるとしております。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

1-1. 当事業年度の事業の状況

事業の経過及びその成果

当事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化し、依然として厳しい状況が続いております。感染症拡大による社会経済活動への影響や金融資本市場の変動等の影響を引き続き注視していく必要があります。

農業を取り巻く環境は、世界的には人口増加や新興国の経済成長等に伴って農作物需要が拡大しており、中長期的にも成長が継続するものと思われませんが、新型コロナウイルス感染症の農業及び農薬市場における影響を十分に注視していく必要があります。

このような中、当社の状況は、海外向けダコニール関連剤（原体及び製剤）や緑化関連剤の出荷が好調に推移した一方で、国内向けダコニール関連剤の在庫調整や水稻除草剤原体の出荷減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により一部製品の販売や製造に遅れが生じました。

その結果、当事業年度における売上高は119億99百万円（前期比3億87百万円減、3.1%減）となりました。利益面につきましては、フィリピン事業を中心に販売価格の改定を進めていることや横浜工場の稼働安定化もあって利益率が改善していることに加え、新型コロナウイルス感染症対策として国内外出張や会食等の自粛を行っていることから旅費交通費を中心に活動経費が減少し、営業利益は12億38百万円（前期比1億63百万円増、15.2%増）となりました。さらに、中国出資会社からの受取配当金5億83百万円を計上したことで、経常利益は18億48百万円（前期比3億92百万円増、27.0%増）、当期純利益は13億71百万円（前期比1億83百万円増、15.5%増）となりました。

当社は農薬事業のみの単一セグメントではありますが、事業の傾向を示すために品目別に販売実績を記載いたします。

（殺菌剤）

当事業年度における売上高は42億74百万円（前年比86百万円増、2.1%増）となりました。これは主に、国内向けダコニール関連剤の在庫調整による出荷減少があったものの、海外向けダコニール関連剤の出荷が増加したことによるものです。

(水稻除草剤)

当事業年度における売上高は42億65百万円（前年比1億34百万円減、3.1%減）となりました。これは主に、海外向けベンゾビスクロン原体の出荷が好調に推移している一方で、国内向けダイムロン原体の出荷時期ずれによる減少やカフェンストロール原体の出荷減少があったことによるものです。

(緑化関連剤)

当事業年度における売上高は27億44百万円（前年比1億11百万円増、4.3%増）となりました。これは主に、国内向けカルブチレート関連剤の出荷が好調に推移していることによるものです。

(殺虫剤)

当事業年度における売上高は5億41百万円（前年比82百万円減、13.3%減）となりました。これは主に、D-D関連剤の出荷が減少したことによるものです。

(その他)

当事業年度における売上高は1億74百万円（前年比3億67百万円減、67.8%減）となりました。これは主に、ダコニール原材料の出荷が減少したことによるものです。

1-2. 設備投資の状況

当社は、当事業年度において横浜工場の農薬製造設備やつくば研究所の研究設備の更新及び取得を中心に、2億70百万円の設備投資を実施しました。

1-3. 資金調達の状況

当社は、当事業年度に設備投資資金及び運転資金として、金融機関より長期借入金として8億円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達はありません。

1-4. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 2017年度 (第50期) | 2018年度 (第51期) | 2019年度 (第52期) | 2020年度 [当事業年度] (第53期) |
|---|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高(百万円) | 12,928 | 11,584 | 12,387 | 11,999 |
| 営 業 利 益(百万円) | 1,410 | 984 | 1,074 | 1,238 |
| 経 常 利 益(百万円) | 1,577 | 1,009 | 1,455 | 1,848 |
| 当期純利益又は当期 純 損 失 (△) (百万円) | △180 | 391 | 1,187 | 1,371 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円) | △23.07 | 49.97 | 151.66 | 175.14 |
| 総 資 産 (百万円) | 14,186 | 13,659 | 14,350 | 15,219 |
| 純 資 産 (百万円) | 5,799 | 5,822 | 6,659 | 7,988 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 740.62 | 743.48 | 850.48 | 1,020.15 |

1-5. 対処すべき課題

(1) 当社の現状認識について

世界の農業事業を取り巻く環境につきましては、中長期的には人口増加や新興国の経済発展を背景とした食料需要の増大及びバイオ燃料開発、更には気候変動リスク等に伴う農作物増産の必要性の高まりから拡大傾向にあるとともに、発展途上国では、農業の効率化・省力化が進み、より安全な農業へシフトしていくものと考えております。一方、農業従事者の高齢化・後継者不足や耕作地の減少、農業資材コスト低減化施策等により漸減傾向にある国内の農業市場においても、食料自給率の低さへの懸念や輸入農産物への食の安全・安心への意識向上等を背景として、中長期的には農業事業の重要性が増していくものと考えております。

しかしながら、直近における最大の懸念事項として、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大と長期化により多方面の経済活動が制限されており、状況によっては、原材料調達を含むサプライチェーンへの影響が断続的に発生する可能性があります。当社においては、従業員の感染防止に努めるとともに、事業への影響を最小化する方策を検討してまいります。

今後は世界的な農業市場が拡大する中、需要が拡大しているダコニール関連剤や米国、コロンビア、中国、欧州などで展開を進めているベンゾピシクロン関連剤を海外展開の中心として注力していきます。生物農業につきましても、バイオロジカル部を軸に親会社である出光興産株式会社と協力し、当分野の事業拡大を目指してまいります。

当社は、ライフサイエンス分野での技術力をベースに、継続的な研究開発投資を通じて安全で有用な製品を創出し、企業価値の拡大を図るとともに、全てのステークホルダー（株主・取引先・従業員等）との良好な関係を維持してまいります。

(2) 当面の対処すべき課題の内容と取り組み方針

① 新型コロナウイルス感染症対策

当社では、政府による緊急事態宣言等、行政からの要請に呼応して、従業員の感染リスクの低減と横浜工場の操業維持を第一優先として、衛生管理の強化や勤務体系・条件の変更や制限を行っておりますが、引き続き状況を見ながら適切な対応を継続していく必要があります。

② 横浜工場の安全・安定操業の継続

主力製品群のダコニール関連剤の生産拠点である横浜工場においては、2018年2月の爆発・火災事故の反省と教訓を踏まえた安全管理体制の強化・充実を継続して図り、安全と品質に留意した安定操業を実現するとともに、リスクアセスメントや安全教育の徹底により安全文化の醸成を推進してまいります。

また、横浜工場で使用する原材料において長期に亘り取引関係のある昭和電工株式会社横浜事業所及び川崎事業所とは引き続き友好的かつ発展的な関係を継続してまいります。

③ 原材料調達、生産委託体制の整備

各国の行政機関に安全性の評価を受け登録される農薬は、使用原材料、設備、プロセス等製造に係る各要素が品質の安定に影響を及ぼします。そのため、仕入先や製造場所の変更・追加は適切な手順で慎重に検討、実施される必要があります。

その上で、製品の安定供給及びコスト競争力向上のため、新規製造委託先の開拓推進を含めグローバルな取引体制を追求し、原材料や製品等複数購買体制の強化を通じてリスク分散に取り組みます。また、仕入先との技術交流や品質監査を通して、安全操業及び品質管理の強化に取り組みます。

④ 研究開発力の強化

当社は継続的な成長の要となる新規有効成分の創製・導入のため、更に研究開発力を強化してまいります。そのため、中長期的視野に立った研究開発部門への人員強化と経営資源集中を図ります。また、自社開発中の新規剤の早期事業化と保有知的財産の有効活用、また機会を捉えて他社からの剤の買収等に取り組み、製品パイプラインの強化を目指すとともに、既存製品についても、市場のニーズに対応した適用場面の拡大等により、製品のライフサイクルの延長と収益力拡大を図ります。

親会社である出光興産株式会社とは、生物農薬分野における研究開発・普及における協業を通じて、早期製品化による製品ラインアップの充実を図ります。

⑤ 国内市場での収益拡大

発売から30年を超える「ダコニール1000」を中心とした当社の主力製品群である殺菌剤のダコニール関連剤においては、ブランド力の更なる向上と産地ニーズに応える適用病害・作物の拡大により新規市場の開拓を図ります。

もう一つの主力製品群である水稻除草剤分野においては、ベンゾビシクロン原体を中心とする保有4原体の特長を活かした混合剤戦略の徹底追求を図ります。当社の製品ラインアップ強化の一環として、生物農薬分野において、バチルス チューリンゲンシス、バチルス アミロリクエファシエンス、タラロマイセス フラバスの3系統を軸に認知度向上と技術普及による既存及び新規使用場面での拡販を図ります。

また、農作物増産のための新手法への取り組みや異業種とのコラボレーション等、農薬周辺ビジネスの開拓に取り組み、新たな収益源の獲得を図ります。

⑥ 海外市場での収益拡大

当社の主力製品群である殺菌剤のダコニール関連剤は、世界的に需要が増加している状況にあります。特に需要増加の著しいアジア市場での一層の拡販と販売価格の改善等により収益拡大を図ります。

もう一つの主力製品であるベンゾビシクロン原体の輸出について、先立って販売している韓国ではALS阻害型除草剤抵抗性雑草やカヤツリグサ科難防除雑草への安定した効果が認知され、またフロアブル、ジャンボ剤、田植え同時粒剤等の散布に簡便な各種省力化製剤にいち早く対応してきたことで高い市場シェアを維持しております。米国、コロンビア、中国等新しい市場においても優良な海外パートナーとの関係を通じて、更なる販売拡大と新販売地域の開拓等を推進してまいります。また、外部環境対応として、特に大きな影響を受ける為替・原油価格の変動による収益性変動リスクの軽減を販売条件の工夫により図ります。

⑦ 財務体質の強化

当社は、事業に必要な資金（運転資金や設備投資資金、研究開発資金等）の調達を自社の営業活動等で獲得するキャッシュ・フローのほかに、親会社や金融機関等からの借入によって調達しております。

このような状況を踏まえ、財務安全性の指標としてD/Eレシオを採用し、1.0倍以下を継続的な定量目標としております。近年、D/Eレシオは1.0倍以下の水準で推移しており、財務内容は安定的であると認識しておりますが、今後とも、各金融機関との良好な関係を維持し、出光興産株式会社とも連携し、継続的に安定した財務内容の維持を図ります。

⑧ コーポレートガバナンス体制の整備

- ・コーポレートガバナンスコードの精神に則り、その改正にも着実に対応するよう引き続き取り組んでまいります。

1-6. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は、農薬の有効成分（原体）及び原体と補助成分を混ぜ合わせて様々な剤型（粉・顆粒・液等）にした農薬（製剤）の研究開発、製造及び販売を主たる事業としております。

なお、当社は農薬事業セグメントのみの単一セグメントとなります。

当社の特徴は、農薬の有効成分（原体）の研究開発に重点を置いていること、横浜工場において製造しているダコニール関連剤（原体及び製剤）を除きまして、基本的に製造行為を外部に委託していることであります。日本の農薬の流通ルートは、各J A（農業協同組合）を主体とする「系統ルート」と農薬メーカーとその系列となる販売会社を中心とする「商系ルート」の二つに大きく分かれております。当社の製品は全国農業協同組合連合会（全農）や農薬メーカーへ販売され、上記の両流通ルートを通じて農家等の末端ユーザーへ提供されます。海外販売におきましては、各国の現地販売会社を通じた販売と特定顧客への直接販売が中心となります。

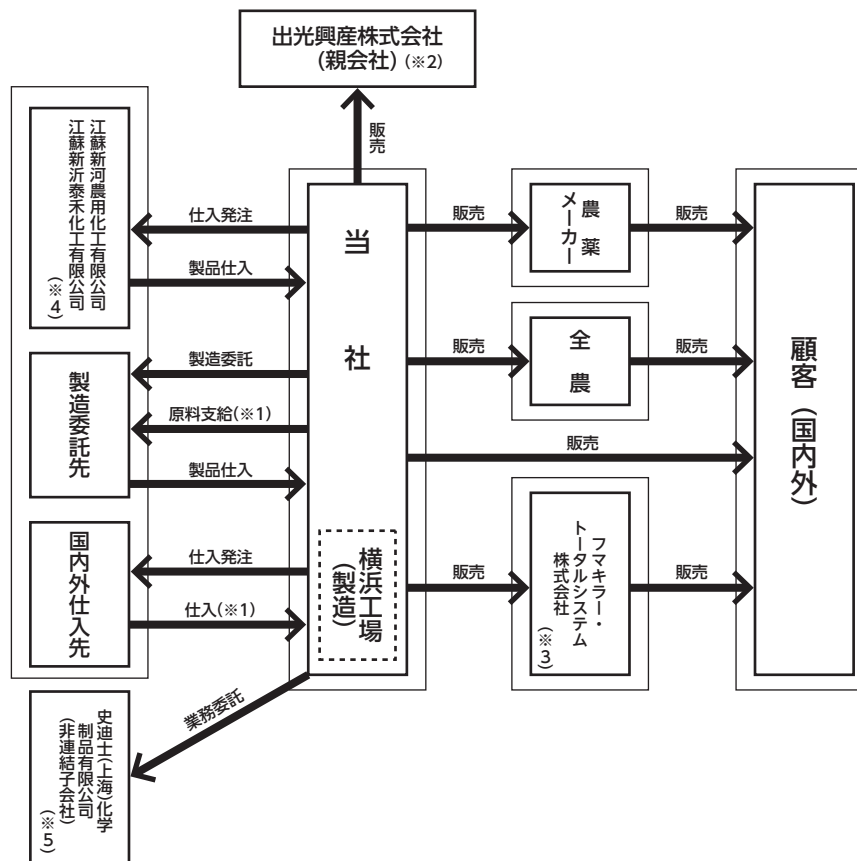
製品分類は主として以下の用途による分類に準じております。

- イ. 殺菌剤　　：植物病原菌（糸状菌や細菌）の有害作用から作物を守る薬剤
- ロ. 水稻除草剤：雑草類の防除に用いられる除草剤のうち、水稻栽培に使用される薬剤
- ハ. 緑化関連剤：ゴルフ場や公園等で使用される薬剤及び畑地で使用される除草剤、並びに植物の生理機能を増進または抑制する植物成長調節剤など
- 二. 殺虫剤　　：作物に被害を及ぼす害虫の防除に用いられる薬剤

非連結子会社である史迪士（上海）化学制品有限公司は、中華人民共和国において、当社製品の開発、技術普及活動をしております。関連会社であるフマキラー・トータルシステム株式会社は、当社とフマキラー株式会社との合併会社で、防疫剤・シロアリ剤、木材保存剤等の化学薬品の製造及び販売、並びに環境改善サービスを展開しております。当社は、非農薬事業に係る製品を同社に販売し、同社が顧客に販売しております。また、関連会社である江蘇新河農用化工有限公司は、中華人民共和国においてダコニール原体及びその原料の製造及び販売を行っており、当社は、ダコニール原体を購入しております。

以上述べた事項を系統図によって示すと、以下のとおりとなります。

[事業系統図]



(※1) 国内外の仕入先より仕入れた原材料は、当社で製造用に使用される他、当社より製造委託先へ支給（有償／無償）され、当社の製造の用に供されております。

(※2) 親会社である出光興産株式会社とは、除草剤販売等の取引を行っております。その取引条件については市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に取引の妥当性について十分な審議を経たうえで決定しております。

(※3) フマキラー・トータルシステム株式会社は、当社とフマキラー株式会社との合併会社で、関連会社であります。

(※4) 江蘇新河農用化工有限公司及び江蘇新沂泰禾化工有限公司は、関連会社であります。
なお、江蘇新沂泰禾化工有限公司は、現在運転を停止しております。

(※5) 史迪士（上海）化学制品有限公司は、非連結子会社であります。

1-7. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

(1) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場の状況

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------|---------------|
| 本 社 | 東 京 都 中 央 区 |
| 横 浜 工 場 | 神 奈 川 県 横 浜 市 |
| つ く ば 研 究 所 | 茨 城 県 つ く ば 市 |
| み の り 農 事 試 験 場 | 茨 城 県 小 美 玉 市 |
| ソ ウ ル 支 店 | 大 韓 民 国 安 養 市 |
| フィリピン駐在員事務所 | フィリピン共和国 ダバオ市 |

② 子会社

| 会 社 名 | 所 在 地 (国 名) |
|-----------------|---------------|
| 史迪士（上海）化学制品有限公司 | 中華人民共和国 |

(2) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

| | |
|-------------------|------------|
| 期 末 従 業 員 人 数 | 179 (13) 名 |
| (前 事 業 年 度 末 比) | 1名減 (1名減) |
| 平 均 年 齢 | 43.8歳 |
| 平 均 勤 続 年 数 | 14.6年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

1-8. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社に対する議決権比率 | 当社との関係 |
|----------|------------|-------------|-------------------|
| 出光興産株式会社 | 168,351百万円 | 69.7% | 資本業務提携 当社製品の販売 |

親会社である出光興産株式会社との取引に当たっては、市場価格から算定した価格及び取引会社から提示された価格を検討の上、通常の実行条件で行われることなどに留意しております。当社取締役会は、これらの取引は、当社の社内規程に基づき親会社から独立して最終的な意思決定を行っているとして、当社の利益を害するものではないと判断しております。

(2) 重要な関連会社の状況

| 会社名 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--------------------|----------|------------------|
| フマキラー・トータルシステム株式会社 | 50.0% | 防疫剤等の化学薬品の製造及び販売 |
| 江蘇新河農用化工有限公司 | 15.0% | 農薬及び農薬原料の生産及び販売 |
| 江蘇新沂泰禾化工有限公司 | 15.0% | 農薬原料の生産及び販売 |

1-9. 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 : 百万円 |
|------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,569 |
| 農林中央金庫 | 890 |
| 株式会社三井住友銀行 | 690 |

1-10. 剰余金の配当等に関する方針

(剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め)

当社は、取締役会の決議によって毎年9月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めており、原則として年2回の配当を実施いたします。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

(剰余金の配当等に関する方針)

当社は、企業価値の持続的向上のため、研究開発力強化の一環として原体（農薬の有効成分）及び新規製剤（農薬）のラインアップ強化に取り組むとともに、既存製剤についても適用する対象作物の拡大等により付加価値を高めるため、また必要に応じて原体を他社から買収あるいは導入するため経営資源を投下いたします。

その成果としての利益配分については、将来の事業展開と経営体質の強化に必要な財務健全性を強化するための内部留保として確保しつつも、継続的に安定した配当を実施していくことを基本方針としています。

当期末の配当金につきましては、1株当たり14.0円とする議案を株主総会に付議することとしております。なお、当事業年度において実施した中間配当1株当たり14.0円と合わせて年28円となります。

1-11. その他会社の現況に関する重要な事項

当社は2021年5月11日開催の取締役会において、出光興産株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする金銭対価による株式交換（効力発生予定日：2021年8月2日）を行うことを決議しております。なお、本株式交換は2021年6月23日開催予定の第53回定時株主総会の承認を前提としております。本株式交換の結果、出光興産株式会社は当社の完全親会社となり、完全子会社となる当社は2021年7月29日で上場廃止（最終売買日は2021年7月28日）となる予定です。

2. 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

| | |
|-----------|--------------------------|
| 発行可能株式総数 | 34,000,000株 |
| 発行済株式の総数 | 7,830,925株 (自己株式152株を含む) |
| 株主数 | 1,625名 |
| 上位10名の大株主 | |

| 株 主 名 | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 |
|---|-------------|---------|
| 出 光 興 産 株 式 会 社 | 5,456,112 | 69.68% |
| ○ A T ア グ リ オ 株 式 会 社 | 200,000 | 2.55% |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 165,000 | 2.11% |
| フ マ キ ラ ー 株 式 会 社 | 165,000 | 2.11% |
| 丸 善 薬 品 産 業 株 式 会 社 | 165,000 | 2.11% |
| エス・ディー・エス バイオテック従業員持株会 | 124,200 | 1.59% |
| MLI FOR CLIENT GENERAL OMN I N ON COLLATERAL NON TREATY-PB | 116,000 | 1.48% |
| 志 野 文 哉 | 58,000 | 0.74% |
| 株 式 会 社 八 楠 | 50,000 | 0.64% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 48,100 | 0.61% |

(注) 持株比率は自己株式 (152株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

3-1. 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------------|-----------------------------|-------------------|
| 代表取締役社長 | 寒河江 充 宏 | — |
| 常務取締役 | 小松原 憲 一 | 管理部・海外部・生産業務部管掌 |
| 取締役 | 吉 永 小 太 郎 | 技術開発部長、営業部管掌 |
| 取締役 | 佐 久 間 正 明 | バイオリジカル部長、経営企画部管掌 |
| 取締役 | 関 野 景 介 | 技術開発部つくば研究所長 |
| 取締役（非常勤） | 高 橋 順 一 | — |
| 取締役（監査等委員・常勤） | 深 澤 良 彦 | — |
| 取締役（監査等委員） | 酒 井 朗 | — |
| 取締役（監査等委員） | 松 尾 祐 美 子 (戸籍上の氏名:吉村祐美子) | 弁護士法人港国際法律事務所 弁護士 |

(注) 1. 取締役（監査等委員）酒井朗氏及び松尾祐美子氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 取締役（監査等委員）酒井朗氏は、金融機関における長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために深澤良彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|------------|------|-----------------------|
| 伊 豆 進 | 2020年6月24日 | 任期満了 | 取締役 バイオリジカル部長、経営企画部管掌 |
| 戸 島 靖 英 | 2020年6月24日 | 任期満了 | 取締役 海外部長 |
| 立 花 芳 幸 | 2020年6月24日 | 任期満了 | 取締役 監査等委員・常勤 |

5. 当事業年度中における取締役の担当の異動は以下のとおりであります。

| 氏名 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------|---------------------|-------------|------------|
| 小松原 憲 一 | 管理部・海外部・生産業務部 管掌 | 管理部・生産業務部管掌 | 2020年6月24日 |

6. 当社は、意思決定と業務執行の分離、取締役会の効率化を目的として、執行役員制度を導入しております。2021年3月31日現在における執行役員は1名で、大塚俊雄氏（管理部長）が就任しております。

3-2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、法令の定める限度額において、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。

この定款の定めにより、当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、責任限定契約を締結しており、その内容は、「本契約の締結日以降、取締役として職務を為すにつき、会社法第423条第1項の任務懈怠責任を負う場合で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする」としております。

3-3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者に対する株主代表訴訟・会社訴訟・第三者訴訟・有価証券損害賠償請求等による損害賠償金及び係争費用、その他それらに付随する調査費用等の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は会社及び個人（過去又は現在の取締役・執行役員・管理職従業員・社外派遣役員等）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

3-4. 取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では取締役の職務の対価としての報酬について、取締役及び取締役会による恣意性を排除するため、第三者的な観点からできる限り客観的に決定することを基本的な方針としております。2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(1) 取締役の報酬の種類及び定義

当社では取締役の職務の対価としての報酬について、第三者的な観点からできる限り客観的に決定することとし、以下の考え方で構成する。取締役の報酬は、役位に応じた全社的な貢献、役割に対する報酬として役位別基準報酬とするものとし、この役位別基準報酬は、基本報酬と、会社業績に対する成果の連動性の要素を加えるために定めた業績報酬により構成する。

(2) 取締役報酬の上限金額

当社の取締役の報酬額の上限は、2016年6月29日株主総会決議の通り、取締役の報酬額を年額200百万円以内とし、報酬額には使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名です。

(3) 取締役の報酬の決定機関と決定プロセス

当社の取締役の報酬額は、当社の監査等委員である社外取締役を含む取締役会が指名した者及び当社の代表取締役により構成される報酬委員会が決定する。

報酬委員会は取締役会の委嘱を受け、取締役の報酬等に関する諸課題を検討すると共に、報酬の水準、前年度会社業績を毎年確認し、次年度の個人別の報酬額を決定する。

具体的には、定時株主総会開催後に行われる報酬委員会において審議・決定し、決定した取締役の報酬額は、速やかに各個人に通知する。決定された報酬額は12等分（1,000円未満切上げ）した月額報酬として、7月度から翌年6月度まで毎月支払われるものとする。

(4) 取締役の報酬の算定方法

当社の取締役の報酬は、役位別基準報酬に基づく基本報酬と業績報酬で構成し、このうちの業績報酬は会社業績に対する成果と連動して前事業年度の業績に基づき決定し、支給する。業績報酬の割合は、役位別基準報酬に対して10%を基本的な設計とし0~20%までの変動範囲で算定する。業績報酬の指標は、会社業績として重要視している指標である「単体営業利益」「単体経常利益」「単体当期純利益」とし、過年度業績値、計画値、実績値を比較して算定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から、基準報酬のみとしております。また、報酬の上限金額については2016年6月29日株主総会決議にて年額40百万円以内としております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役（社外取締役を含む）の員数は3名です。

3-5. 取締役の報酬等の総額

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

| 取締役の区分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | 対象となる取締役の員数 |
|-----------------------------|----------|------------|---------|-------------|
| | | 基本報酬 | 業績報酬 | |
| 取締役（監査等委員を除く） （社外取締役を除く） | 65,382千円 | 57,488千円 | 7,894千円 | 8名 |
| 取締役（監査等委員） （社外取締役を除く） | 15,000千円 | 15,000千円 | - | 2名 |
| 社外取締役（監査等委員） | 10,080千円 | 10,080千円 | - | 2名 |

- 1.上記の取締役のうち5名は使用人兼務役員となります。使用人兼務役員の役員報酬の金額は上記に含まれておりますが、これとは別に使用人兼務役員の使用人報酬として40,431千円を支払っております。
- 2.上表には2020年6月24日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおりません。
- 3.当事業年度における当社の取締役の報酬の額の決定過程におきましては、2020年4月より業績分析、諸課題抽出及び報酬水準の審議を開始、2020年6月24日（定時株主総会開催日）において各取締役及び執行取締役に対して、同日開催の報酬委員会において決定した取締役等の報酬額を通知いたしました。報酬委員会は監査等委員である社外取締役 酒井朗、取締役 佐久間正明、取締役（非常勤）高橋順一及び代表取締役 寒河江充宏の計4名により構成されており、当社取締役会は各取締役の報酬額の決定を報酬委員会に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門において客観的な評価を行うには、代表取締役を含む報酬委員会に委任することが適していると判断したためであります。
- 4.業績報酬は、役位別基準報酬に対して10%を基準として、達成率によって0～20%までの変動範囲で算定しております。会社業績として重要視している「単体営業利益」「単体経常利益」「単体当期純利益」を指標とし、過年度業績値、計画値、実績値を比較した超過率と達成率を基にその割合を算定しております。

当事業年度の業績報酬の算定基礎

| 指標の種類別 | 前事業年度実績 (百万円) | 前事業年度予算 (百万円) | 差異 (百万円) | 達成率 |
|--------|------------------|------------------|-------------|--------|
| 営業利益 | 1,074 | 1,110 | △36 | 96.8% |
| 経常利益 | 1,455 | 1,430 | +25 | 101.7% |
| 当期純利益 | 1,187 | 1,110 | +77 | 106.9% |

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の取締役の報酬の業績報酬は、前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)の予算達成率と予算の過年度実績に対する超過率を基礎としております。

- (2) 社外役員が当社の親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

3-6. 社外役員に関する事項

- (1) 取締役（監査等委員） 酒井朗

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融機関の経営に長年携わった経験と見識に基づき、当社の経営全般に対しての監査・監督を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

- (2) 取締役（監査等委員） 松尾祐美子

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

① 弁護士法人港国際法律事務所の弁護士を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 株式会社トランザクションの取締役監査等委員に就任しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に、弁護士としての専門的見地から、当社の経営全般に対しての監査・監督を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

4-2. 会計監査人への報酬等の総額

| 区 | 分 | 金 | 額 |
|--------------------------------|---|---|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | | | 27,178千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | | | 29,628千円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数やチーム体制などの内容の妥当性及び前年度の監査実績を検討した結果、会計監査人の報酬額に同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人への報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記報酬等の額のほかに、前事業年度に係る報酬として2,800千円を会計監査人と合意し支払っております。

4-3. 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「会社の業務の適正を確保するための体制」について取締役会で決議しております。

(1) 決議内容

イ. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(ア) 「経営理念・企業行動規範（詳細は、企業行動指針）」を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための主たる行動規範とする。

(イ) 上記の「企業行動規範（詳細は、企業行動指針）」に加え、「コンプライアンス基本規程」を作成し、法令・定款遵守（適合）の体制確保の指針とする。

(ウ) 代表取締役の直轄部門として監査室を置き、同室が内部監査を行うこととする。

監査室は、業務監査においてコンプライアンスの状況の監査を重要監査項目と位置づけ、監査結果については、定期的に取り締り委員会、監査等委員会に報告するものとする。

(エ) 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットライン（企業倫理相談窓口）を運営する。

(オ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体と緊密に連携し、全社を挙げて反社会的勢力の排除のための社内体制の整備を推進する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（文書等）に記録し、法令及び「資料管理規程」に基づき適切に保存・管理する。

(イ) 取締役（監査等委員を含む。）は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) リスク管理の指針として「リスク管理規程」を策定する。同規程に沿ってそれぞれの対応部署にて必要に応じて規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布を行う。

(イ) 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合には代表取締役社長から全部門に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(ウ) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、代表取締役及び業務執行取締役、執行役員は速やかに取締役会に報告する。

(エ) 内部統制に関連する社内の機能を横断的にかつ有効に統合し、業務執行の質の向上を目的として、代表取締役の直轄部門として、内部統制委員会を設置する。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 取締役会は、毎月1回開催する定例の取締役会に加え、必要に応じて臨時または電磁的な方式で開催する。

(イ) 執行役員等によって構成される経営会議を設置し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営会議は原則毎月2回開催する。

- (ウ) 取締役会の決定に基づく業務執行は、「業務分掌細則」及び「職務権限細則」に従い行う。
- (エ) 各部門の目標値を中期計画及び年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。
- ホ. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (ア) グループ会社（当社及び「関係会社管理規程」に定める当社の子会社）全てに適用する行動指針として、当社の「経営理念・企業行動規範（詳細は、企業行動指針）」をグループ企業行動指針とし、「関係会社管理規程」によって管理する。
 - (イ) グループ会社は、経営の自主独立性、自律的な責任体制を基本とするが、「関係会社管理規程」によって管理される。
 - (ウ) イ. の(ウ)で規定する業務監査は、グループ会社全体を対象として行う。
 - (エ) イ. の(エ)で規定するホットライン（企業倫理相談窓口）は、グループ会社全体を対象とする。
 - (オ) 親会社を含めた関連当事者との間に取引がある場合には社会通念に照らし公正妥当な取引を行う。
- ハ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制並び当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (ア) 代表取締役等と監査等委員会間で随時協議し、内部監査、経理部門等の兼職の可能性、事務作業等補助できる要員の確保について話し合う。
 - (イ) 補助要員の確保が難しい場合には、内部監査、経理部門等のスタッフが、必要に応じて職務遂行に関して様々な情報の提供や協力をするにより、その職務を補助する。
- ト. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (ア) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
 - (イ) 取締役は以下の事項につき速やかに監査等委員会に報告する。
 - ① 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - ② 役職員が法令もしくは定款に違反している行為をし、またはこれらの行為をする恐れがあると考えられる場合にはその旨
 - ③ 企業倫理相談窓口制度の通報状況及び内容
 - (ウ) 使用人は、前項①または②に規定する事実があったことを知ったときは、速やかに企業倫理相談窓口に通報する。
 - (エ) 当該報告を行った取締役及び使用人は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- チ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
 - 監査等委員がその職務の執行について費用の前払い・支払い等を請求したときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その前払い・支払い等を行う。

リ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 代表取締役及び取締役は、監査活動の実効性を高めるために、監査等委員会と平素より意思疎通及び情報の交換を図り、監査環境の整備に努めるものとする。

(イ) 監査室及び会計監査人は、内部監査結果の報告や定期的な会合により、随時監査等委員会との連携を図る。

ヌ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

(ア) 「企業行動規範」及び「企業行動指針」にその旨を明記し、「役職員行動基準マニュアル」に対応を定めるなど、社内規則を整備するとともに、宣誓書の提出等を通じて全従業員への周知徹底を図る。

(イ) 反社会的勢力との関係を未然に防止するため、「反社会的勢力調査マニュアル」及び「取引先チェックリスト」を活用し、新規取引先等の属性調査を行う。

(ウ) 特殊暴力防止対策協議会、企業防衛対策協議会に入会し、警察署や暴力団追放運動推進センターとの緊密な関係を構築する。

ル. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性に鑑み、「財務報告に係る内部統制基本方針書」並びに「財務報告に係る内部統制に関する評価の基本計画書」を定め、内部統制の評価責任体制を明確化するとともに、その整備・運用評価、改善に取り組む。

この方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を14回開催しております。

ロ. 監査等委員会の職務執行

監査等委員会は監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

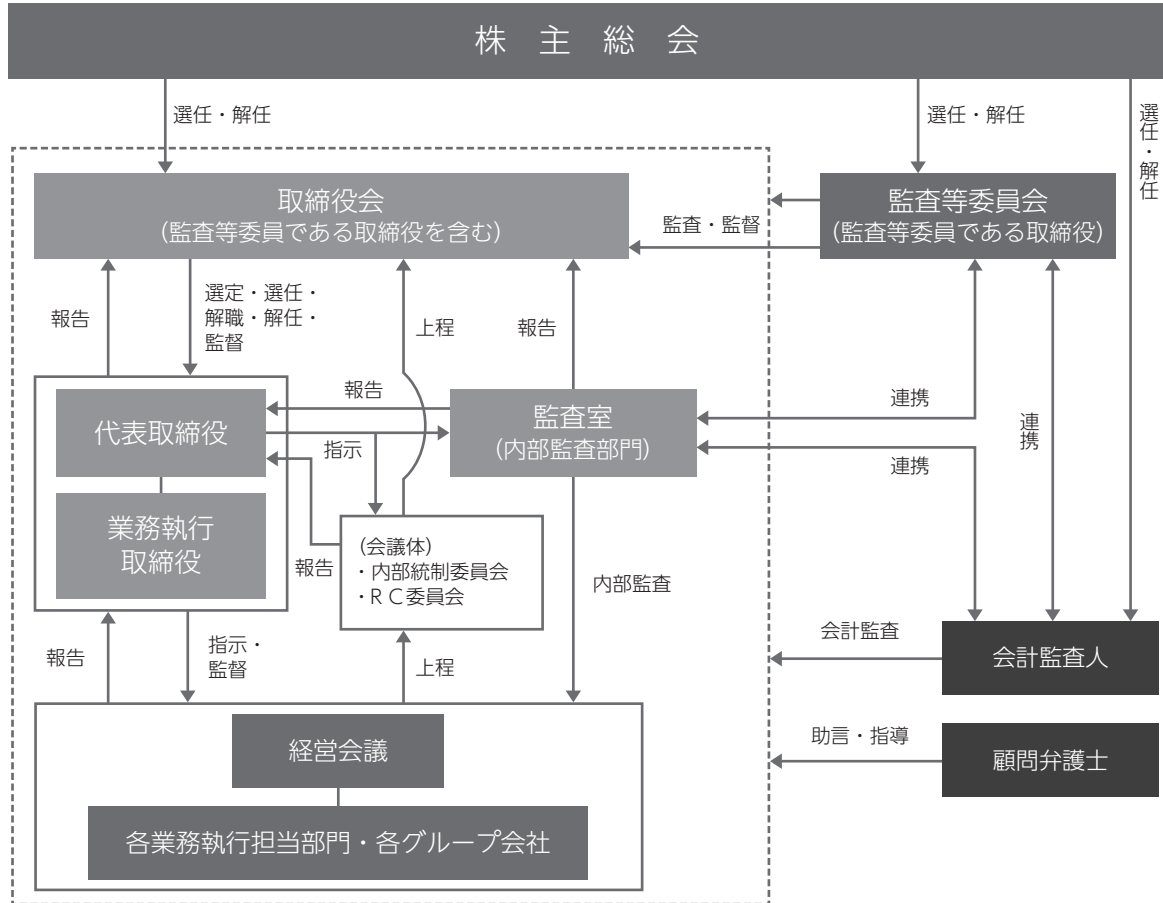
ハ. 内部監査の実施

内部監査年度計画書に基づき、当社の内部監査を実施しております。

二. 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する内部監査年度計画に基づき内部統制評価を実施しております。

なお、当社の内部統制の状況を図示すると下記のとおりとなります。



監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社エス・ディー・エス バイオテック 監査等委員会

監査等委員 深 澤 良 彦 ㊟

監査等委員 酒 井 朗 ㊟

監査等委員 松 尾 祐 美 子 ㊟

(注) 監査等委員酒井朗及び松尾祐美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社エス・ディー・エス バイオテック
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

| | | | | |
|--------------------|-------|----|---|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山本 | 大 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 高島 | 稔 | Ⓔ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エス・ディー・エス バイオテックの2020年4月1日から2021年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年5月11日開催の取締役会において、出光興産株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする金銭対価による株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【吸収分割承継会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象】

1. 出光興産との間の株式交換

エス・ディー・エス バイオテックは、2021年5月11日付で出光興産との間で締結した株式交換契約に基づき、2021年8月2日を効力発生日として、出光興産を株式交換完全親会社、エス・ディー・エス バイオテックを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。また、当該株式交換に先立ち、エス・ディー・エス バイオテックの普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第二部において、2021年7月29日付で上場廃止となりました。

2. 自己株式の消却

エス・ディー・エス バイオテックは、2021年7月19日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことについて決議し、当該決議に基づき、自己株式を消却いたしました。

(1) 自己株式消却の理由

上記1.の株式交換契約において、出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックは、出光興産がエス・ディー・エス バイオテックの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)にエス・ディー・エス バイオテックが保有する全ての自己株式を消却する旨の合意をしており、この合意に基づき、自己株式の消却を行ったもの

(2) 自己株式の消却に係る決議事項の内容

①消却する株式の種類：普通株式

②消却する株式の数：基準時においてエス・ディー・エス バイオテックが保有する全ての自己株式

③消却日：2021年8月2日(基準時において消却)

(3) 自己株式の消却結果

基準時においてエス・ディー・エス バイオテックが保有していた自己株式 264株の全てを、基準時をもって消却いたしました。

以上

【吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象】

1. 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替え

出光興産は、2021年6月23日開催の第106回定時株主総会決議により、資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替えを行うことを決議いたしました。

(1) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額 458,105,285,625 円のうち 416,000,000,000 円を減少して、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を 42,105,285,625 円といたしました。

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2021年8月31日

2. 無担保社債の発行

出光興産は、2021年3月16日開催の取締役会において、以下のとおり無担保社債を発行することを決議し、当該決議に基づき、無担保社債を発行いたしました。

| | | | |
|-----|-----------------------|--|--|
| (1) | 社債の名称 | 出光興産株式会社第13回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) | 出光興産株式会社第14回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) |
| (2) | 社債の総額 | 金 10,000,000,000 円 | 金 30,000,000,000 円 |
| (3) | 各社債の金額 | 金 100,000,000 円 | 金 100,000,000 円 |
| (4) | 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用 | 本社債は社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定に基づき本社債の社債券は発行しない。 | |
| (5) | 利率 | 年 0.120% | 年 0.340% |
| (6) | 払込金額 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 | |
| (7) | 償還金額 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 | |
| (8) | 年限及び償還方法 | 5年 ① 償還期限 本社債の元金は、2026年7月15日にその総額を償還する。 | 10年 ① 償還期限 本社債の元金は、2031年7月15日にその総額を償還する。 |

| | | |
|------|--------------------|--|
| | | ② 買入消却 振替機関が定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも行うことができる。 |
| (9) | 利 払 日 | 毎年1月15日及び7月15日 |
| (10) | 申 込 期 間 | 2021年7月9日 |
| (11) | 払 込 期 日 | 2021年7月15日 |
| (12) | 募 集 の 方 法 | 一般募集 |
| (13) | 担保及び保証の有無 | 本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。 |
| (14) | 財務上の特約 | 担保提供制限条項が付されている。 |
| (15) | 引 受 会 社 | 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 SMBC 日興証券株式会社 大和証券株式会社 みずほ証券株式会社 SMBC 日興証券株式会社 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 大和証券株式会社 みずほ証券株式会社 |
| (16) | 申込取扱場所 | 引受会社の本店及び国内各支店 |
| (17) | 財務代理人、発行代理人及び支払代理人 | 株式会社みずほ銀行 |
| (18) | 振 替 機 関 | 株式会社証券保管振替機構 |
| (19) | 取 得 格 付 | A(株式会社格付投資情報センター) |

3. エス・ディー・エス バイオテックとの間の株式交換

出光興産は、2021年5月11日付でエス・ディー・エス バイオテックとの間で締結した株式交換契約に基づき、2021年8月2日を効力発生日として、出光興産を株式交換完全親会社、エス・ディー・エス バイオテックを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

4. 2022年3月期 通期連結業績予想の修正

出光興産は、2021年11月9日付で2021年5月11日に公表した2022年3月期(2021年4月1日～2022年3月31日)の連結業績予想を以下のとおり修正いたしました。

| | 売上高 (百万円) | 営業利益 (百万円) | 経常利益 (百万円) | 親会社株主 に帰属する 当期純利益 (百万円) | 1株当たり 当期純利益 (百万円) |
|-------------------------|--------------|---------------|---------------|----------------------------------|-------------------------|
| 2021年5月11日 発表予想(A) | 5,680,000 | 135,000 | 140,000 | 85,000 | 285.94 |
| 2021年11月9日 修正予想(B) | 6,580,000 | 300,000 | 330,000 | 220,000 | 739.97 |
| 増減額(B-A) | 900,000 | 165,000 | 190,000 | 135,000 | - |
| 増減率(%) | 15.8% | 122.2% | 135.7% | 158.8% | - |
| (ご参考)前期実績 (2021年3月期) | 4,556,620 | 140,062 | 108,372 | 34,920 | 117.47 |

5. 出光スノーレ石油開発株式会社の株式の一部譲渡

出光興産は、連結子会社である出光スノーレ石油開発株式会社の株式の一部を株式会社 INPEX に譲渡することについて、2021年10月27日に株式会社 INPEX 及び大阪ガスサミットリソースズ株式会社との間で株式譲渡契約を締結しました。

(1) 譲渡の時期

2022年初め(予定)

※本譲渡の完了はノルウェー政府による承認等が条件となります。

(2) 譲渡する株式の持分比率及び譲渡後の出光興産の持分比率

①譲渡する株式の持分比率 1.0%

②譲渡後の出光興産の持分比率 49.5%

以 上

【本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項】

1. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

出光興産の最終事業年度の末日(2021年3月31日)現在の貸借対照表における資産の額は3,233,323百万円、負債の額は2,291,622百万円、純資産の額は941,701百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

本吸収分割により、出光興産がエス・ディー・エス バイオテックに承継させる資産の額は1,806百万円(概算)、負債の額は846百万円(概算)となる見込みです。

また、出光興産において、同日から本吸収分割の効力発生日までに債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、見込まれておりません。

さらに、本吸収分割の効力発生後においても、出光興産が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、効力発生日以後の出光興産の資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、出光興産の収益状況、キャッシュ・フロー等に鑑みて、本吸収分割の効力発生日以後における出光興産の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

2. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

エス・ディー・エス バイオテックの最終事業年度の末日(2021年3月31日)現在の貸借対照表における資産の額は15,219百万円、負債の額は7,231百万円、純資産の額は7,988百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

本吸収分割により、エス・ディー・エス バイオテックが出光興産より承継する資産の額は1,806百万円(概算)、負債の額は846百万円(概算)となる見込みです。

また、エス・ディー・エス バイオテックにおいて、同日から本吸収分割の効力発生日までに債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、見込まれておりません。

さらに、本吸収分割の効力発生後においても、エス・ディー・エス バイオテックが負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、効力発生日以後のエス・ディー・エス バイオテックの資産の額も負債の額を上回るこ

とが見込まれております。

以上の点、エス・ディー・エス バイオテックの収益状況、キャッシュ・フロー等に鑑みて、本吸収分割の効力発生日以後におけるエス・ディー・エス バイオテックの債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上